

赤穂市移住調査宿泊費補助金の手引き

赤穂市移住調査宿泊費補助金について

この補助金は、赤穂市への移住を希望している方が、市内での住居探し又は生活環境を調査するために市内宿泊施設を活用した際に、宿泊費の一部を補助することで移住促進を図ることを目的としています。

1. 補助を受けられる人

- ・市外から、赤穂市への移住を目的として、住居探し(建物の内見等)、仕事探し(ハローワーク相談、起業)等のために市内の民間宿泊施設へ宿泊される方
 - ※宿泊日の6か月前から宿泊最終日までの間に、当法人の職員と移住に関する相談を行ってください。
 - ※宿泊期間中の行動予定を提出していただきます。
 - ※観光や帰省、知人に会うといった移住目的でない滞在は、補助を受けられません。
 - ※暴力団員等、暴力団員関係者は、補助を受けられません。

2. 補助の対象となる宿泊

- ・令和7年4月1日～令和8年3月31日の期間
- ・市内のホテル、旅館、民宿、ペンション、民泊等の民間宿泊施設を利用。
(旅館業、住宅宿泊事業の許可を得ている宿泊施設)
 - ※キャンプ場等の野外宿泊施設は対象となりません。

3. 補助金額

- ・1人1泊3千円まで補助。(実際の宿泊費が3千円を下回る場合は実費相当額)
- ・1年度につき1団体5万円、単身利用の場合は2万4千円を上限とします。
 - ※複数回利用の場合は合計額が補助上限金額に達するまで申請できます。

4. 申請期限

宿泊をする7日前までに申請してください。 ※予算が無くなり次第終了
※宿泊をする7日前が閉庁日の場合は、前開庁日までに申請してください。
※宿泊した後の申請は受け付けません。

5. 実績報告

滞在後2週間以内に、宿泊した実績を報告してください。

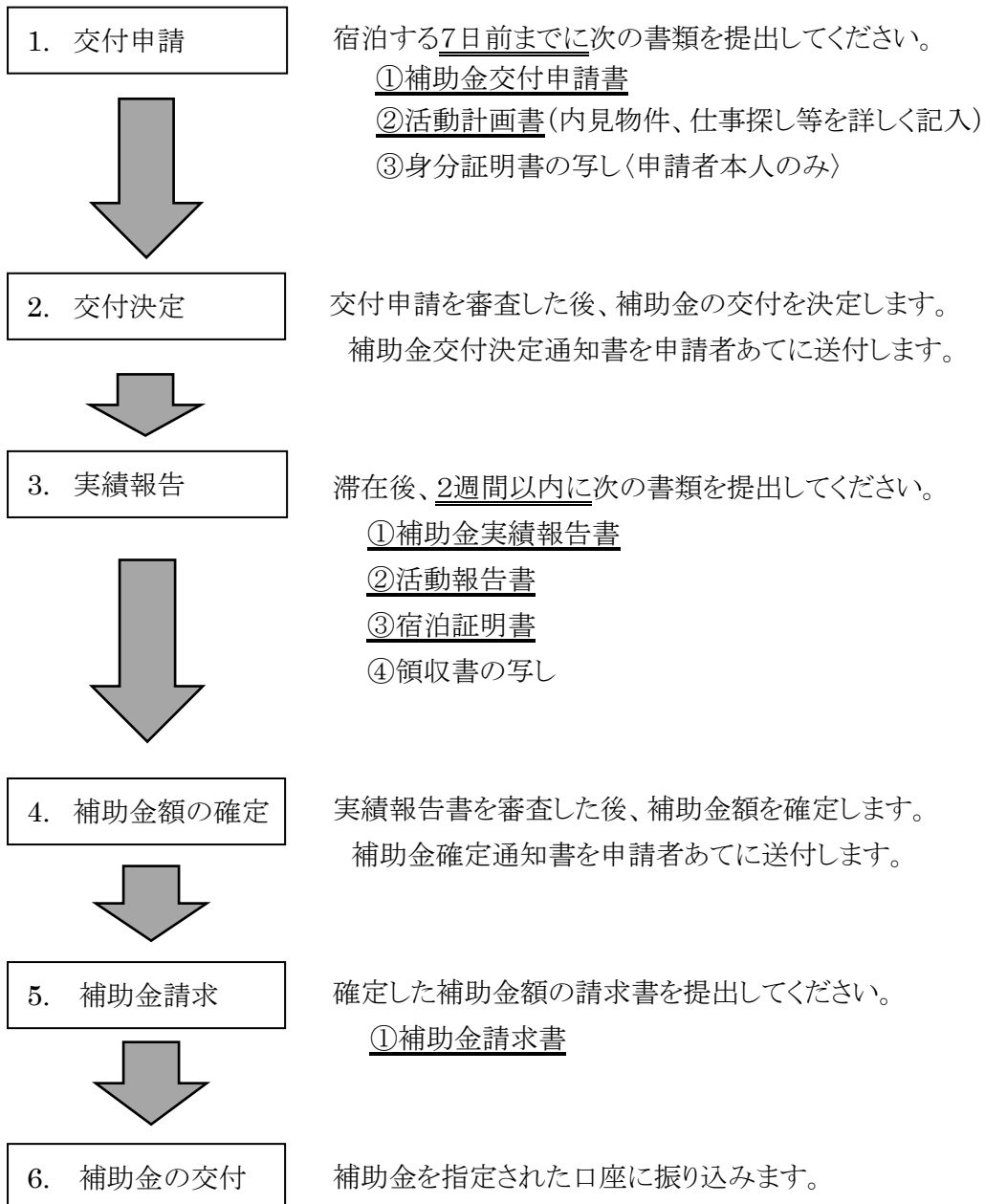
6. 補助金の支給

実績報告を審査の上、補助金額を確定します。
確定した補助金額の請求書をいただいた後、概ね1か月以内に指定の口座に振り込みます。

赤穂市移住調査宿泊費補助金の手引き

申請から支給までの流れ

※太字下線の書類は指定様式があるので、HPからダウンロードしてご利用ください。



申込・問い合わせ先

〒678-0292 赤穂市加里屋81番地

一般社団法人 あこう魅力発信基地

TEL 0791-43-6931 FAX 0791-46-3400 MAIL teiju@city.ako.lg.jp